



広島県報

号外
第26号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

監査委員公表

高額備品等の購入・管理・使用状況に係る監査の結果報告書……………

二月例月出納検査の結果……………

監査委員公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定により、高額備品等の購入・管理・使用状況に係る監査を実施したので、同条第九項の規定により、別冊とおり公表する。

平成十九年三月八日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
近	高	田	坪	光	橋	辺	川	義	直
章	則	史	巳	章	則	史	巳	章	則

平成十九年二月二十六日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。
平成十九年三月八日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田	坪	川	禮	直	巳	田	坪	川	禮
史	巳	史	巳	史	巳	史	巳	史	巳

同 同

近 高

光 橋

義

章 則

2月例月出納検査の結果

平成19年2月26日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成19年1月31日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累 計)
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,014,311,000,650	53,682,788,639	44,588,993,037	689,133,997,895	608,322,623,563	80,811,374,332
特 別 会 計	258,736,784,000	3,009,584,127	1,900,013,092	123,142,546,453	95,733,412,848	27,409,133,605
合 計	1,273,047,784,650	56,692,372,766	46,489,006,129	812,276,544,348	704,056,036,411	108,220,507,937

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
4,913,912,062	1,130,996,484	2,412,239,746	3,632,668,800

(3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,035,237,968	335,061	0	158,035,573,029

注 「本月末現在額」には、2公営企業会計中の病院事業会計に繰り替えて運用している現金(600,000,000円)を含む。

2 公営企業会計

平成19年1月31日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	409,052,747	1,774,357,328	1,773,811,760	25,033,520,288	24,765,234,073	409,598,315
工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,391,210,817	347,791,854	85,748,526	2,370,831,692	2,133,190,308	3,653,254,145
土 地 造 成 事 業 会 計	12,941,192,712	248,281,328	34,728,617	14,704,957,816	6,004,214,690	13,154,745,423
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	7,297,012,598	1,121,961,306	572,630,074	13,784,260,481	13,239,738,493	7,846,343,830
公 営 企 業 部 計	23,629,416,127	1,718,034,488	693,107,217	30,860,049,989	21,377,143,491	24,654,343,398
合 計	24,038,468,874	3,492,391,816	2,466,918,977	55,893,570,277	46,142,377,564	25,063,941,713

高額備品等の購入・管理・使用状況
に係る監査の結果報告書

平成 19 年 3 月

広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施方法	2
(1)	書面監査	2
(2)	実地監査	2
(3)	監査委員監査	2
6	監査の実施時期	2
7	凡例等	2

第2 物品管理に係る諸制度

1	物品管理事務の指導・監督機関	3
2	物品管理執行機関等	3
(1)	物品管理職員等（物管則第2条）	3
(2)	契約担当職員（契約規則第2条）	3
3	物品購入事務の流れ	4
4	物品使用の手続	4
5	物品の保管	4

第3 監査の結果

1	重要物品等の保有状況	5
(1)	重要物品等を保有する機関の状況	5
(2)	重要物品の保有数及び平成17年度末残高	5
(3)	重要物品を保有する機関	6
(4)	借受備品の状況	7
2	重要物品等の調達状況	8
(1)	重要物品等の調達の状況	8
(2)	重要物品等の機種選定方法	9
(3)	重要物品等調達に係る契約の状況	10
(4)	重要物品購入時におけるリースの比較検討状況	11
(5)	重要物品等購入時における維持管理経費の検討状況	12
3	高額備品等の保守管理の状況	13
(1)	高額備品等の保有状況	13
(2)	高額備品等の管理責任者の設置等状況	14
(3)	高額備品等の保守点検の実施状況	14
(4)	高額備品の保守契約の実施状況	15

4	高額備品の貸付け等の状況	15
(1)	高額備品の貸付け等状況	15
(2)	貸付け等に係る高額備品の物品検査等の状況	16
5	高額備品等の使用状況	16
(1)	高額備品等の使用状況	16
(2)	年間使用日数が少ない高額備品の状況	17
(3)	年間使用実績のない高額備品の今後の予定	18
6	重要物品の処分状況	18
7	高額備品等の外部利用の状況	19
(1)	外部利用が可能な高額備品等の状況	19
(2)	高額備品等の外部利用実績	20
(3)	外部利用実績が少ない高額備品の保有状況及びその理由	20
8	実地監査の監査結果	21
(1)	監査対象機関	21
(2)	監査方法	21
(3)	実地監査の監査項目	21
(4)	実地監査の結果	22
ア	現物確認について	22
イ	維持管理状況について	23
ウ	使用状況について	24
エ	外部利用の状況について	25
オ	調達状況について	25
カ	処分状況について	28

第4 指摘事項及び監査委員意見

【指摘事項】

1	備品の適正な管理について	29
2	重要物品購入に係る売買契約について	29

【監査委員意見】

1	機種選定に係るルールの明確化について	29
2	一般競争入札の導入促進について	29
3	物品サブシステムの備品登録システムについて	30
4	検査事務のフォローアップ（不用品）について	30
5	貸付け及び管理委任している備品の管理について	30

（付記）

1	物品に係る指導・検査の一元化について	30
2	高額備品等に係る管理責任者の設置等について	30
3	県立病院の物品購入事務の指導について	30

「高額備品等の購入・管理・使用状況」に係る監査の結果

平成19年3月8日

広島県監査委員	坪川 禮巳
同	田辺 直史
同	高橋 義則
同	近光 章

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

高額備品等の購入・管理・使用状況について

この監査結果報告書における「備品」、「重要物品」、「高額備品」及び「借受備品」の定義は、次のとおりである。

備品：性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐える物又は長期にわたって保存しようとする物及び事業用として飼育を目的とした動物で、比較的長期の飼育に耐える物、又は長期の管理に適するもの。ただし、小分類が印章以外の物で取得金額が3万円未満のものを除く。(物品分類表、「備品の定義の一部改正について」平成12年3月13日付提出納長〔用度室〕通知)

重要物品：取得金額が300万円以上の備品(広島県物品管理規則第3条第2項、「広島県物品管理規則の規定による出納簿等の記録管理及び重要物品の範囲等の一部改正について」昭和58年3月24日付提出納長〔用度室〕通知)

(以下の定義は、今回の監査を実施するに当たり定めたものである。)

高額備品：取得金額が1,000万円以上の備品

借受備品：年間賃借料が200万円以上の借受け(リース)している物品

2 監査の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、各機関が調達している高額備品等の調達決定や調達の方法、使用・保守等の管理状況などについて、総合的な観点から監査し、今後の事務執行の改善に資することを目的とする。

3 監査の対象機関

すべての機関(知事部局、公営企業部、教育委員会事務局及び警察本部の本庁並びに地方機関、出納長室、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局)

4 監査の着眼点

各機関が調達及び保管している高額備品等に関し、次の点について監査を実施した。

なお、①～④については、重要物品も対象とした。

- ①調達の必要性や機種選定が十分検討されているか。
- ②調達に当たり、購入とリース契約の比較検討をしているか。
- ③調達に当たり、維持管理経費を考慮しているか。
- ④調達に当たり、競争性、透明性、公平性が確保されているか。
- ⑤効果的に使用されているか。
- ⑥維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦機器の外部利用は活用が図られているか。

5 監査の実施方法

(1) 書面監査

監査対象機関から、4「監査の着眼点」に係る高額備品（重要物品）の状況について監査調書の提出を求めて、書面による監査を行った。

(2) 実地監査

ア 実地監査対象機関

政策企画部、福祉保健部及び教育委員会の7機関において、監査委員事務局職員による実地監査を実施した。

【表1】 実地監査を実施した機関

部 局	機 関
政策企画部	西部工業技術センター，水産海洋技術センター
福祉保健部	県立広島病院，県立神石三和病院，(社福)広島県福祉事業団（注）
教育委員会	広島工業高等学校，西条農業高等学校

（注）(社福)広島県福祉事業団の備品は福祉保健部が所管している。

イ 選定方法

監査調書の高額備品等保有数及び平成15年度から平成17年度までの重要物品等の調達状況等を基に、対象機関を選定した。

ウ 実地監査の方法

実地監査は、監査対象機関に赴き、高額備品の現物及び保管状況等確認するとともに、提出された監査調書を基に、高額備品（重要物品）の状況について、4「監査の着眼点」により、関係書類との照合並びに担当する職員から説明を求めて実施した。

(3) 監査委員監査

県の会計及び物品に関する事務の調整、物品の出納及び記録管理並びに物品を含む会計検査等を所掌する出納長室を対象として、監査委員監査を実施した。

6 監査の実施時期

平成18年7月～平成19年2月

7 凡例等

法令名の表記は、次のとおりとした。

特定調達令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）※一定基準（物品の調達は予定価格3,200万円）以上の地方公共団体の調達に関し、国際的な競争の機会の増大を目的として、調達手続の特例（競争入札等の広告方法、随意契約の制限等）を定めた政令

自治令：地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）

行政組織規則：広島県行政組織規則（昭和39年3月31日 規則第18号）

契約規則：広島県契約規則（昭和39年4月1日 規則第32号）

物管規則：広島県物品管理規則（昭和39年4月1日 規則第33号）

公営企業財務規程：広島県公営企業財務規程（昭和42年4月1日 規程第4号）

高額備品等の単位は購入については点、借受けについては件とした。

第2 物品管理に係る諸制度

1 物品管理事務の指導・監督機関

物品管理事務の指導・監督機関は、次のとおりである。

【表2】物品管理事務の指導・監督機関

指導・監督機関	対象機関	根拠規定
①出納長室	②, ③の対象機関を除くすべての機関	行政組織規則第18条 物管則第31条
②病院事業局県立病院室	病院事業局県立病院室, 各県立病院	行政組織規則第10条第2項
③公営企業部企業総務室	公営企業部, 各水道事務所, 水質管理センター	公営企業財務規程第124条

出納長室は普通会計（一般会計及び特別会計），病院事業局県立病院室は病院事業会計に，公営企業部企業総務室は，工業用水道事業会計，土地造成事業会計，水道用水供給事業会計に係る指導・監督権限を有している。このため，出納長室は公営企業会計の指導・監督権限は有していない。

2 物品管理執行機関等

普通会計における物品管理執行機関は次のとおりである。なお，公営企業会計においては，物品管理に当たっては，公営企業財務規程等によるほか，物管則を準用している。

(1) 物品管理職員等（物管則第2条）

物品管理は，命令系統（物品管理職員）と出納系統（物品出納職員）に分かれており相互に牽制し合うことにより，物品を適正に管理することとしている。

【表3】物品管理職員等の権限等

区分	権限	所掌している者	根拠規定
物品管理職員	・物品の取得，管理及び処分 ・物品の出納通知	本庁 知事 教育長 行政委員会等事務局長 警察本部長	物管則 教育委員会に対する事務委任規則 個別委任通知 警察本部長等に対する事務委任規則
		地方機関 所長 県立学校長等 警察署長	地方機関の長に対する事務委任規則 教育委員会に対する事務委任規則 （県立学校長，機関の長等に再委任） 警察本部長等に対する事務委任規則
物品出納職員	・物品の出納及び保管	本庁 出納長 出納員	出納員その他の会計職員の任命等に関する規則
		地方機関 出納員 分任出納員	

(2) 契約担当職員（契約規則第2条）

知事又は契約について知事の委任を受けた者若しくは機関を総称して契約担当職員という。

【表4】契約担当職員の権限等

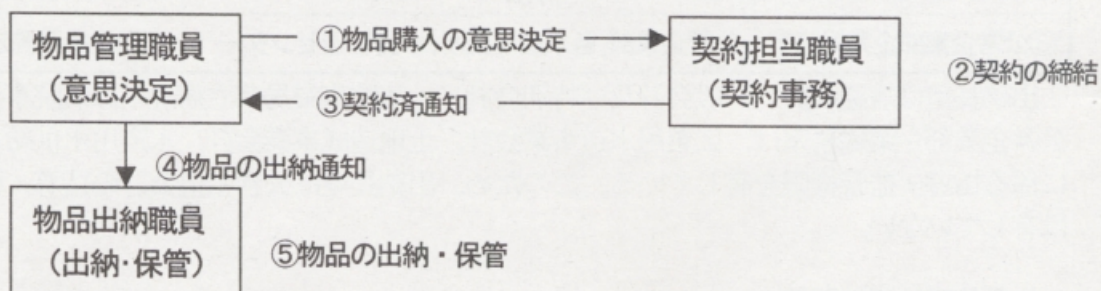
区分	権限	所掌している者	根拠規定
契約担当職員	・物品の取得，管理及び処分に係る契約	本庁 知事（用度室） 警察本部長	行政組織規則 警察本部長等に対する事務委任規則
		麻 所長 県立学校長等 警察署長	地方機関の長に対する事務委任規則 教育委員会に対する事務委任規則 （県立学校長，機関の長等に再委任） 警察本部長等に対する事務委任規則

（注）麻…地方機関のうち会計規則第2条第2号に規定する「麻」をいう。

3 物品購入事務の流れ

物品を購入する場合、①物品管理職員が物品購入を意思決定し、これに基づき②契約担当職員が契約を行い、契約締結後③物品管理職員に対し契約済みの通知をする。物品が納入されたら、④物品管理職員は物品出納職員に出納通知をし、それを受けて⑤物品出納職員が出納・保管する。

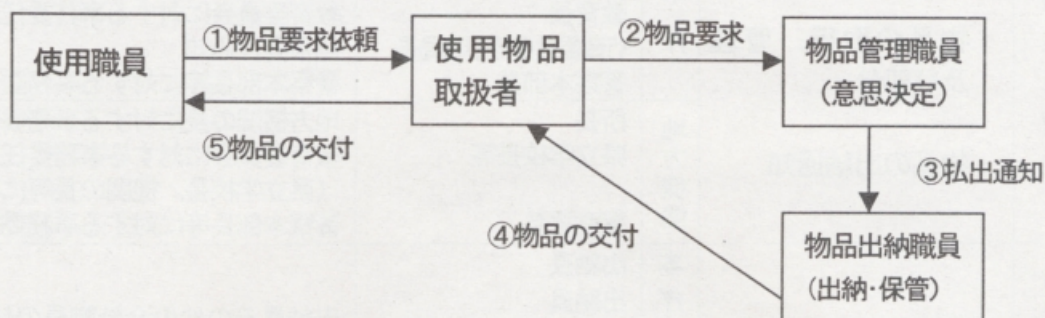
図1 物品購入事務の流れ



4 物品使用の手続

物品は、必ずしも各職員に個々に払い出すのが適切であるとはいえず、かえって物品管理上の事務を複雑にして弊害を生じる場合もある。このため、必要と認める部署（本庁の各部総務室等，地方機関の支所等）に物品の要求，受領，交付等の事務を行う者として使用物品取扱者を定めている。（物管則第22条）

図2 物品要求から交付までの流れ



(注) 使用職員は物品受領後に使用物品取扱者を經由して物品出納職員に対し、「物品受領の証明」を提出する。

5 物品の保管

物品は、県の施設において、良好な状態で保管しなければならない。ただし、県の施設において保管することが不相当であると認められる場合、その他特別の理由がある場合は、県以外の施設において保管することができる。（物管則第15条第1項）

物品出納職員は、その保管に属する物品をその属する分類に応じ、適正に整理して、施設のある倉庫又は取締りのある場所に格納しておかなければならない。（物管則第15条第2項）また、使用中の物品についても、この趣旨に沿って適正な保管を行う必要がある。